

第459回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 5 9 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和4年3月28日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時 5分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

## 9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫	主 査	榎 本 亮 太
副事務局長	内 田 和 則		
主 幹	神 立 寛 司		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	河 野 敏 浩		

## 10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和4年3月28日第459回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 時 田 重 雄

.....

委 員 近 藤 芳 宏

.....

委 員 小 和 瀬 康 男

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書2月分について報告する。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書に

ついては、合計2件、2筆、974㎡である。農地法第5

条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、

合計13件、19筆、5,611.82㎡である。農地改

良届については、合計7件、9筆、5,265㎡である。

農地法第5条の規定による許可申請書取下願については、

合計1件、1筆、213㎡である。相続税の納税猶予に関

する3年毎の農業継続証明書については、合計4件、23

筆、15,564.31㎡である。生産緑地に係る農業の

主たる従事者についての証明報告書については、合計1件、

1筆、495㎡である。農地法第3条の3の規定による届

出書については、合計6件、44筆、47,074㎡であ

る。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行

なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数9件、総筆数31筆、総面積26,928㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号7番について報告する。1月18日に会長、農地利用最適化推進委員、事務局職員、農政課職員、川越農林振興センター職員と共に、借受人の参入計画等の話を聞いた。譲受人の法人の社長は、市内の高校を卒業し、平成17年に北海道富良野市にて就農した。令和3年には農地所有適格法人を設立し、家族とパート従業員と共に、約2.3ヘクタールの農地を経営している。主にミニトマトを作付けしている。ここ数年、取引先からの評価があがり、より多くの出荷を求められるようになり、北海道では天候不順となる冬には栽培できないことから、出身地である川越市にてミニトマトを栽培する計画である。

川越市の農場の管理者は古谷地区に住んでいる。市内の高校卒業後は、主に農業関係の仕事に就いている。

川越市の農場の計画については、農業用ハウスを建築し、ミニトマトを栽培する計画である。遠隔地でもハウス内の環境をモニタリングできる機械設備を設置する計画である。

なお、申請地は適切に管理されている。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号8番について報告する。3月23日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、平成22年に設立し、約503アールの農地を耕作している。申請地は適切に管理されており、今後は大豆を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号9番について報告する。3月18日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在61歳で、農業従事日数は350日、約900アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糶摺機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されている。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番から6番について入塾生は何名なのか。」との発言があった。

事務局は「2名であり、露地野菜を作付けする予定であ

る。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

#### 議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数4件、筆数11筆、面積11,056㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。3月17日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在62歳で、農業従事日数は300日、約545アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は十分対応できる設備を所有している。

申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないとする。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について報告する。3月26日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在62歳で、農業従事日数は250日、約61アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、田植機、耕耘機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は葡萄を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないとする。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号4番について報告する。3月23日に話を聞いてきた。譲受人は、現在72歳で、農業従事日数は160日、約73アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター、耕耘機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されている。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないとする。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第



2 項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 2 号について原案どおり許可することに決定する。

### 議案第 3 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に  
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 3 号議案は、件数 1 件、筆数 1 筆、面積 4 1 2 m<sup>2</sup>についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 3 号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に  
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 4 号議案は、件数 1 2 件、筆数 2 5  
筆、面積 6, 2 2 4. 9 4 m<sup>2</sup>についての申請があった。議案  
説明資料のとおり、整理番号 1 番から 1 2 番については、  
それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規  
定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合  
意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろ  
しいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 2 番について報告する。3 月 1 9 日  
に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。  
譲受人は、昭和 5 1 に設立され、産業廃棄物の処理を主な  
業務としている。業績の好調に伴い、既存の置場だけでは  
置ききれなくなったため、車両置場として利用する計画で  
ある。雨水対策については、敷地内に浸透トレンチを 2 箇  
所を設置する予定で、雨水による周辺農地への影響はない  
見込みである。

農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議を願  
いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号7番について報告する。3月16日に農地利用最適化推進委員と共に代理人に話を聞いてきた。譲受人は、平成26年に設立され、建築工事を主な業務としている。業績の好調に伴い、既存の置場だけでは置ききれなくなったため、資材置場として利用する計画である。雨水対策については、敷地内自然浸透とする予定で、雨水による周辺農地への影響はない見込みである。

農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号2番について浸透トレンチ2箇所設置で対応できるのか。」との発言があった。

事務局は「河川課と協議を行っているため問題はないと考える。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から12番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号2番と7番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とし、整理番号2番と7番につ

いては条件を付すことに決定する。

#### 議案第 5 号

#### 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の設定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「農地法第 3 条第 1 項の許可要件の一つである、「農地の売買や貸借を行う者は 50 アール以上を耕作していること」という下限面積については、同条第 2 項第 5 号の規定により、一定の要件の下、地域の実情に応じて農業委員会が別段の面積を定めることができるとされている。このことについては、毎年、利用状況調査の結果等に基づき検討を行うよう、農林水産省より通知されている。そこで、本市における下限面積として、別段の面積を設定する必要性等について御審議いただこうというものである。本市では、毎年 8 月に行っている農地利用状況調査では、近隣市町村と比較し遊休農地自体が特別多いわけではなく、近年では減少している状況である。また、令和 3 年度の農地台帳では、本市の 10 アール以上の農家の平均経営面積は、全体で約 73 アールであり、すべての地区で 50 アール以上となっている。

なお、埼玉県としては、「特段の事情がない限り、現状の 50 アールを維持することが好ましい。」とのことであった。以上のことから、令和 4 年度においても、本市における下

限面積は現行のまま50アールとし、別段の面積は定め  
ないものとしたいと考えている。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第5号について、原  
案どおりとすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙  
手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第5号について  
原案どおりとすることで決定する。

### 1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第459回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和4年3月31日

---

議 長                    石 川 秀 夫

---

委 員                    時 田 重 雄

---

委 員                    近 藤 芳 宏

---

委 員                    小 和 瀬 康 男

---